

【 公 開 用 】

令和 6 年第 4 回伊達市議会定例会

議 案 説 明 資 料

議 案 名	資 料 名
議案第 2 号 公の施設に係る指定管理者の指定について（伊達市立大滝保育所）	伊達市立大滝保育所の指定管理者候補者選定の概要
議案第 3 号 公の施設に係る指定管理者の指定について（大滝交流施設）	大滝交流施設の指定管理者候補者選定の概要
議案第 4 号 市道の路線の認定について	認定する路線
議案第 5 号 伊達市国民健康保険事業運営基金条例の一部を改正する条例	伊達市国民健康保険事業運営基金条例の一部を改正する条例の概要
議案第 6 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の概要
議案第 7 号 伊達市看護師等修学資金貸付条例を廃止する条例	伊達市看護師等修学資金貸付条例を廃止する条例の概要
議案第 8 号 令和 6 年度伊達市一般会計補正予算（第 7 号）	1 I T 推進経費 2 （債務負担行為設定）財務会計システム構築事業 3 地域おこし協力隊活用事業 4 ながら見守り推進経費 5 （仮称）伊達市こども家庭センター開設準備事業 6 保育所運営管理費（業務支援システム利用経費） 7 土地改良区決済金等支援事業補助金 8 伊達漁港水産物供給基盤機能保全事業負担金 9 図書館整備事業（継続費補正含む。）
議案第 11 号 令和 6 年度伊達市水道事業会計補正予算（第 2 号）	債務負担行為設定の概要 （公共施設、上水道施設、簡易水道施設、終末処理場等に係る令和 7 年度の維持管理等業務費）
議案第 12 号 令和 6 年度伊達市簡易水道事業会計補正予算（第 1 号）	
議案第 13 号 令和 6 年度伊達市公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）	

議案第2号説明資料

伊達市立大滝保育所の指定管理者候補者選定の概要

1 施設の概要

- (1) 名称 伊達市立大滝保育所
- (2) 所在地 伊達市大滝区本郷町84番地
- (3) 建物概要
 - 構造 鉄筋コンクリート平家建
 - 敷地面積 5,528.00㎡
 - 延床面積 578.52㎡
 - 施設内容 保育室、乳児室、ほふく室、遊戯室、調理室、事務室等
 - 定員 30名
 - 受入年齢 0歳児から5歳児まで

2 指定管理者の募集

伊達市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第2条第1項の規定に基づき、公募により募集を行った。

3 選定の基準

- (1) 平等性（入所児童の平等な利用が確保されていること。）
- (2) 効率性（施設の効用を最大限に発揮させること。）
- (3) 経済性（施設の管理に係る経費の縮減が図られること。）
- (4) 安定性（施設の管理運営を安定して行う物的能力及び人的能力を有すること。）
- (5) 個人情報の保護（個人情報の保護が図られること。）

4 業務の範囲

- (1) 児童福祉法第24条第1項に規定する保育の実施に係る業務
- (2) 児童福祉法第48条の4に規定する情報提供、保育相談等の業務
- (3) 給食の実施
- (4) 施設及び設備の維持管理業務
- (5) 管理運営に関する経理
- (6) 実績報告等に関すること
- (7) その他保育事業の運営上必要認められる業務

5 指定の期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間

6 指定管理者候補者の概要

iNe Japan株式会社
札幌市白石区川下二条六丁目2番10号

7 指定管理者の公募

- (1) 公募の方法 告示、市ホームページへの掲載等（令和6年9月17日（火））
- (2) 告示の概要 ・施設の概要 ・選定の基準 ・業務の範囲 ・指定の期間
 ・応募の資格 ・応募の方法
- (3) 募集要項等の配布期間 令和6年9月17日（火）～10月17日（木）
- (4) 現地説明会 令和6年9月24日（火）午後2時（遊戯室）
 ※開催予定だったが、参加希望者がいなかったため中止
- (5) 応募の資格 北海道内に事務所を有する法人その他の団体で、市内で幼児保育及び幼児教育における実績があるなど一定の要件を満たすもの
- (6) 応募期限 令和6年10月17日（木）午後5時30分

8 応募状況

- (1) 説明会参加 なし
- (2) 応募 1団体
 （受付番号1）iNe Japan株式会社

9 応募者の事業計画概要

応募者	受付番号1														
職員の配置	6人														
維持管理収支見込	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;"><u>(収入)</u></td> <td style="text-align: right;">1,000千円</td> </tr> <tr> <td>・職員給食費</td> <td style="text-align: right;">1,000千円</td> </tr> <tr> <td><u>(支出)</u></td> <td style="text-align: right;">219,061千円</td> </tr> <tr> <td>・人件費</td> <td style="text-align: right;">107,682千円</td> </tr> <tr> <td>・管理費</td> <td style="text-align: right;">94,564千円</td> </tr> <tr> <td>・事業費</td> <td style="text-align: right;">16,815千円</td> </tr> <tr> <td><u>(収支差額)</u></td> <td style="text-align: right;">218,061千円</td> </tr> </table>	<u>(収入)</u>	1,000千円	・職員給食費	1,000千円	<u>(支出)</u>	219,061千円	・人件費	107,682千円	・管理費	94,564千円	・事業費	16,815千円	<u>(収支差額)</u>	218,061千円
<u>(収入)</u>	1,000千円														
・職員給食費	1,000千円														
<u>(支出)</u>	219,061千円														
・人件費	107,682千円														
・管理費	94,564千円														
・事業費	16,815千円														
<u>(収支差額)</u>	218,061千円														
指定管理料 （5年間）	218,061千円														
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・大滝保育所の職員が体調不良など緊急的に不足した場合も、近隣に運営する保育所があることから、そこから出向することも可能であり、いついかなる時も安心な保育を提供することができる。 ・大滝地区の自然を生かし、子どもたちが四季を感じながら散策活動を行うことで、五感の発達を促し、体幹バランスの成長、発想力・想像力豊かな心身の育成を図る。 ・地域で唯一の保育所として、児童・保護者・地域住民・関係機関に支えられていることを自覚し、「地域と共に歩む」保育所づくりに努める。 														
自主事業計画	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の自己研鑽、保育支援の質の向上のため、職員研修を実施する。 <p>※年間、外部研修4回、社内研修6回</p>														

	<ul style="list-style-type: none"> ・大滝保育所の敷地内における野菜や果物の栽培や、地域の農家の協力をいただきながら交流や体験を行い、季節ならではの食材、食べ方、地域の特産物に触れ、興味や関心を持つための食育活動を実施する。 ・ICT運営支援システムを導入し、業務の効率化と労働生産性の向上を図る。
--	--

10 指定管理者候補者選定委員会における候補者の選定

- (1) 名 称 伊達市立大滝保育所指定管理者候補者選定委員会
- (2) 開 催 日 令和6年10月24日
- (3) 候 補 者 i N e J a p o n株式会社
- (4) 候補者とした理由 児童の心身の健全な育成を図り、保護者や地域との連携のもと、健康・安全で情緒の安定した生活ができる保育環境を整え、安定的、効率的かつ効果的な保育所運営を行うことが可能であると見込まれるため

(5) 候補者の選定方法

ア 選定対象となる者の選定

- ・各委員が採点した合計点数の最高点と最低点を除いた平均値（以下「トリム平均」という。）を応募者の評価点数とし、評価点数が6割以上の応募者を選定対象者とする。
- ・ただし、基本評価項目中の「平等性」及び「個人情報の保護」については、公の施設を管理運営する上での大前提となるため、これらの項目のいずれかのトリム平均が配点の6割未満の場合は、その応募者を選定対象者とししない。

※応募者が複数いる場合は、アの手続により対象者が選定される。

※選定対象者が1者のみの場合は、当該選定対象者が候補者となり、イの手続は省略となる。

イ 選定候補者の選定

- ・選定対象者となった者について、各選定委員がそれぞれ評価した点数により順位を付け、選定委員の過半数から「1位」の順位を得た応募者を候補者として選定する。
- ・過半数から「1位」の順位を得た応募者がいない場合は、各委員から最も多く「1位」の順位を獲得した者と、次に多く「1位」の順位を獲得した者の2者を対象として協議を行い、候補者を選定する。

(6) 審査結果一覧表（ア 評価点数が6割を超え、選定対象となるか否かの審査結果）

評 価 項 目	配 点	評価点数 (平均点)
(1) 平等性（入所児童の平等な利用が確保されていること。）	25.0点	21.3点
①施設の平等利用	5.0点	4.3点
②ニーズ、苦情への対応	5.0点	4.3点
③保育サービスの向上	5.0点	4.0点
④保護者、地域との連携及び協調	10.0点	8.8点
(2) 効率性（施設の効用を最大限に発揮させること。）	10.0点	8.0点
①管理運営方針の適切性	5.0点	4.0点
②運営計画の有効性	5.0点	4.0点

(3) 経済性（施設の管理に係る経費の縮減が図られること。）	15.0点	9.0点
①維持管理経費の縮減対策	5.0点	3.0点
②事業収支計画書の適正	5.0点	3.0点
③維持管理経費の提示額	5.0点	3.0点
(4) 安定性（施設の管理運営を安定して行う物的能力及び人的能力を有すること。）	45.0点	36.5点
①安定的な管理運営	10.0点	8.0点
②組織整備と人員確保等	10.0点	8.0点
③危機管理の考え方	15.0点	12.3点
④管理運営への意欲	10.0点	9.0点
(5) 個人情報の保護（個人情報の保護が図られること。）	5.0点	4.8点
合 計	100.0点	78.8点

※ 評価点数（平均点）は、選定委員が採点した点数から最高点と最低点を除き算出しているため、各項目と合計の値が合致しない場合があります。



評価点数が6割を超えたことから、選定対象者と認められ、かつ、応募者が1者のみであったことから、「受付番号1 i Ne J a p o n株式会社」が候補者として選定された。

(7) 選定委員の氏名

- ① 市民からの委員 大滝区自治会連合会長 宇佐美 雅 昭
伊達市立大滝徳舜暫学校長 阿 部 隆 之
- ② 庁内からの委員 企画財政部長 岡 村 崇 央
総務部長 三 品 淳
大滝総合支所長 佐々木 剛
健康福祉部長（委員長） 三 浦 顕 多

(8) 選定委員会における主な質疑

Q 職員研修については、どのような内容の研修を予定しているのか。

A 新規採用職員や勤務年数の浅い職員への研修のほか、そういった職員に指導や助言を行う所長や主任保育士を対象として、マネジメント能力などの研修に力を入れていきたいと考えている。

Q ICT運営システムを導入し、業務の効率化を図るとのことだが、具体的な活用方法について、説明いただきたい。

A 既にほかに運営している施設で導入しているが、欠席連絡や保護者へのお知らせ配信、登降園の管理、そのほか保育所運営において必要なデータの作成をシステム内で行うことができる。

(9) 選定における委員意見

- ・地域住民に支えられていることを自覚しながら保育所を運営し、地域交流を計画している。

議案第3号説明資料

大滝交流施設の指定管理者候補者選定の概要

1 施設の概要

(1) 名称及び所在地

名 称	所 在 地
大滝自然ふれあい交流施設	伊達市大滝区本町44番地8外
優徳農村公園	伊達市大滝区優徳町90番地11外
大滝陸上競技場	伊達市大滝区大成町1番地
大滝野球場	伊達市大滝区大成町1番地
大滝歩くスキーコース	伊達市大滝区大成町1番地

(2) 面積、構造等

ア 大滝自然ふれあい交流施設

施 設 名	施設面積	構 造	施設内容
多目的運動広場	27,452㎡		緑地広場
駐車場	951㎡		アスファルト舗装
管理棟	59.28㎡	鉄骨造平家建	事務室、トイレ
四阿	50㎡	R C 擬木	
水飲み場	62㎡	R C 擬木	

イ 優徳農村公園

施 設 名	施設面積	構 造	施設内容
多目的運動広場	14,849㎡		緑地広場
スポーツ広場	9,970㎡		
駐車場	640㎡		アスファルト舗装
コミュニティ施設	276.99㎡	木造平家建	事務室、トイレ

ウ 大滝陸上競技場

施 設 名	施設面積	構 造	施設内容
陸上競技場	15,606㎡		400mトラック、走高跳、走高跳、砲丸投、やり投、棒高跳、ハンマー投、サッカー場(105m×68m)等

エ 大滝野球場

施 設 名	施設面積	構 造	施設内容
軟式野球場	9,992㎡		両翼90m (外野の一部は陸上競技場と兼用)

オ 大滝歩くスキーコース

施 設 名	施設面積等	構 造	施設内容
クロスカントリースキーコース	全長 約9.0km		ノルディックウォーキングコース、 クロスカントリースキーコース
クロスカントリーレスト	196.26㎡	木造平家建	レストルーム、トイレ、更衣室、給

ステーション (キートスマヤ休憩 所)			湯室、格納庫
ワックスルーム	32.98㎡	鉄骨造平家建	

2 指定管理者の募集

伊達市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第2条第1項の規定に基づき、公募により募集を行った。

3 選定の基準

- (1) 平等性（市民の平等な利用が確保されていること。）
- (2) 効率性（施設の効用を最大限に発揮させること。）
- (3) 経済性（施設の管理に係る経費の縮減が図られること。）
- (4) 安定性（施設の管理運営を安定して行う物的能力及び人的能力を有すること。）
- (5) 個人情報の保護（個人情報の保護が図られること。）

4 業務の範囲

- (1) 施設の利用の承認及び利用料金の収納に関する業務
- (2) 施設の運営及び維持管理に関する業務
- (3) 施設の利用促進に関する業務
- (4) 自主事業に関する業務
- (5) その他施設の運営に関し必要な業務

5 指定の期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日までの3年間

6 指定管理者候補者の概要

特定非営利活動法人大滝まちづくりサポート

伊達市大滝区大成町1番地

理事長 元 谷 隆

7 指定管理者の公募

- (1) 公 募 の 方 法 告示、市ホームページへの掲載等（令和6年9月17日（火））
- (2) 告 示 の 概 要 ・施設の概要 ・選定の基準 ・業務の範囲 ・指定の期間
・応募の資格 ・応募の方法
- (3) 募集要項等の配布期間 令和6年9月17日（火）～10月10日（木）
- (4) 現 地 説 明 会 令和6年9月27日（金）午後3時（大滝総合支所 防災多目的ホール）
※開催予定だったが、参加希望者がいなかったため中止
- (5) 応 募 の 資 格 伊達市大滝区内に事業所等を有する法人その他の団体で一定の要件を満たすもの

(6) 応募期限 令和6年10月10日(木)午後5時00分

8 応募状況

(1) 説明会参加 なし

(2) 応募 1団体

(受付番号1) 特定非営利活動法人大滝まちづくりサポート

9 応募者の事業計画概要

応募者	受付番号1
職員の配置	6人
維持管理収支見込	(収入) 1,569千円 ・料金収入 1,569千円 (支出) 85,421千円 ・人件費 36,017千円 ・物件費 4,608千円 ・その他 44,796千円 (収支差額) 83,852千円
指定管理料 (3年間)	83,852千円
その他	・情報発信を強化するため、HPの拡充等を行う。 ・人口減少、高齢化等により利用者が減少しているが、地元事業者との意見交換などを行い、地域活動を盛り上げることにより、大滝区の活性化を目指す。
自主事業計画	・優徳農村公園の活用策 コミュニティ施設を休憩や食事を提供するレストランとして活用し、利用者の増加と地元生産物の積極的な利用を推進する。 期間 4月から11月(8か月)

10 指定管理者候補者選定委員会における候補者の選定

(1) 名称 大滝交流施設指定管理者候補者選定委員会

(2) 開催日 令和6年10月24日

(3) 候補者 特定非営利活動法人大滝まちづくりサポート

(4) 候補者とした理由 管理者として公正かつ中立な立場であり、地域との協調が図られ、施設の特性を生かした管理運営が見込まれる。

(5) 候補者の選定方法

ア 選定対象となる者の選定

- ・各委員が採点した合計点数の最高点と最低点を除いた平均値(以下「トリム平均」という。)を応募者の評価点数とし、評価点数が6割以上の応募者を選定対象者とする。
- ・ただし、基本評価項目中の「平等性」及び「個人情報の保護」については、公の施設を管理運営する上での大前提となるため、これらの項目のいずれかのトリム平均が配点の6割未満の場合は、

その応募者を選定対象者としなない。

※応募者が複数いる場合は、アの手続により対象者が選定される。

※選定対象者が1者のみの場合は、当該選定対象者が候補者となり、イの手続は省略となる。

イ 選定候補者の選定

- ・ 選定対象者となった者について、各選定委員がそれぞれ評価した点数により順位を付け、選定委員の過半数から「1位」の順位を得た応募者を候補者として選定する。
- ・ 過半数から「1位」の順位を得た応募者がいない場合は、各委員から最も多く「1位」の順位を獲得した者と、次に多く「1位」の順位を獲得した者の2者を対象として協議を行い、候補者を選定する。

(6) 審査結果一覧表 (ア 評価点数が6割を超え、選定対象者となるか否かの審査結果)

評価項目	配点	評価点数 (平均点)
(1) 平等性 (市民の平等な利用が確保されていること。)	20.0点	14.7点
①ニーズの把握と対応	5.0点	4.0点
②苦情等への対応	5.0点	3.7点
③施設の平等利用	5.0点	4.0点
④サービスの向上	5.0点	3.3点
(2) 効率性 (施設の効用を最大限に発揮させること。)	30.0点	23.7点
①管理運営方針の適切性	15.0点	12.0点
②自主事業の有効性	5.0点	3.7点
③情報の収集及び発信	5.0点	4.0点
④地域との連携及び協調	5.0点	4.0点
(3) 経済性 (施設の管理に係る経費の縮減が図られること。)	25.0点	19.0点
①維持管理経費の縮減対策	10.0点	7.7点
②事業収支計画書の適正	10.0点	8.0点
③維持管理経費の提示額	5.0点	3.3点
(4) 安定性 (施設の管理運営を安定して行う物的能力及び人的能力を有すること。)	20.0点	14.7点
①安定的な管理運営	5.0点	4.0点
②組織整備と人員確保等	5.0点	3.0点
③危機管理の考え方	5.0点	3.7点
④管理運営への意欲	5.0点	4.0点
(5) 個人情報の保護 (個人情報の保護が図られること。)	5.0点	4.0点
合計	100.0点	75.0点

※ 評価点数 (平均点) は、選定委員が採点した点数から最高点と最低点を除き算出しているため、各項目と合計の値が合致しない場合があります。



評価点数が6割を超えたことから、選定対象者と認められ、かつ、応募者が1者のみであったことから、「受付番号1 特定非営利活動法人大滝まちづくりサポート」が候補者として選定された。

(7) 選定委員の氏名

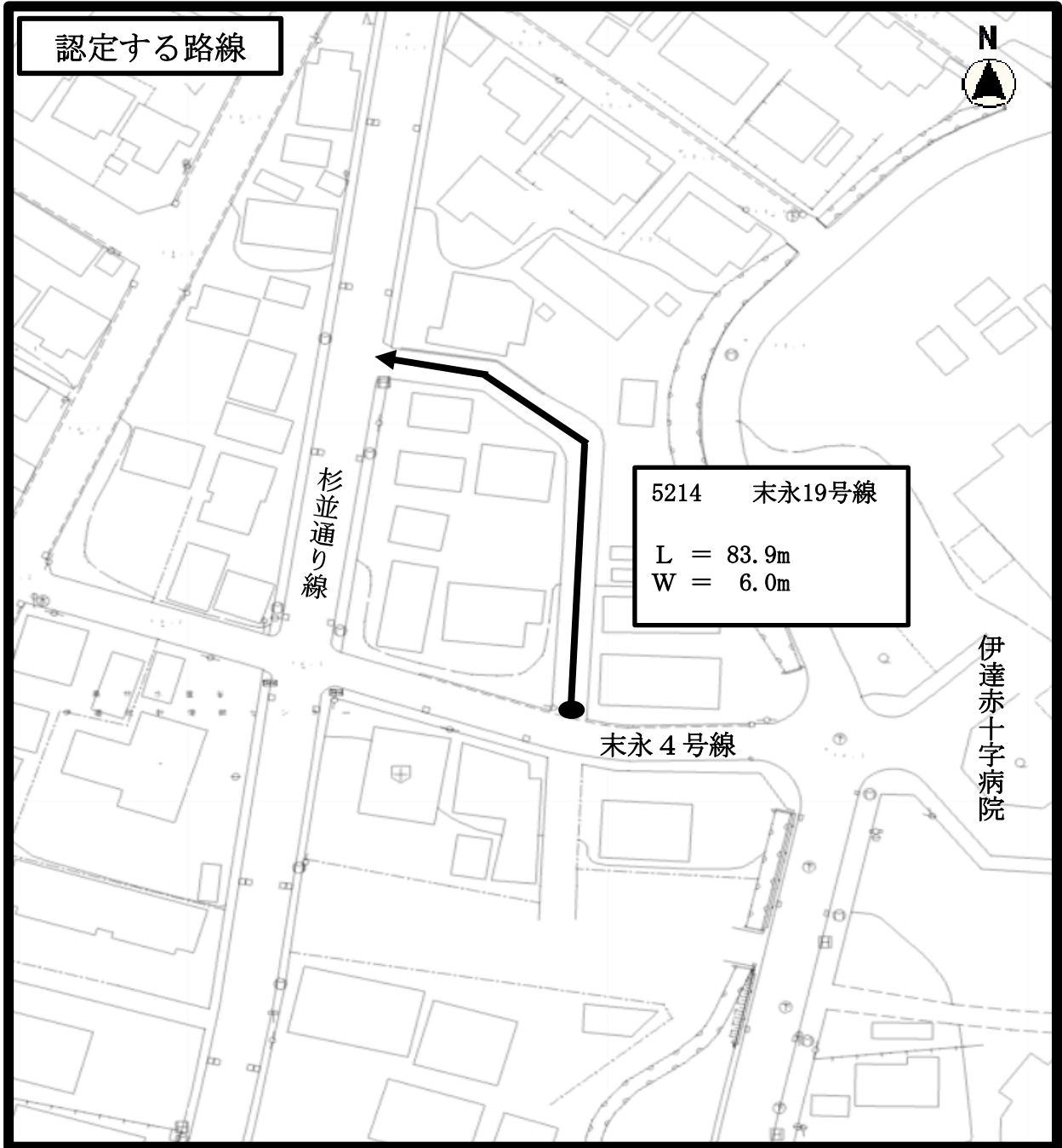
- | | | |
|----------|--------------|---------|
| ①市民からの委員 | 大滝区自治会連合会長 | 宇佐美 雅 昭 |
| | 大滝地区体育振興会長 | 中 川 学 |
| ②庁内からの委員 | 企画財政部長 | 岡 村 崇 央 |
| | 総務部長 | 三 品 淳 |
| | 大滝総合支所長（委員長） | 佐々木 剛 |

(8) 選定委員会における主な質疑

- Q パークゴルフ場にウェブカメラを設置しているが、その他の施設への導入は検討しているのか。
- A パークゴルフ場は夏場のみ稼働となるため、冬場は設置場所を切り替え、天気の様子を提供するなどの検討をしている。
- Q HPの拡充はどのように検討しているのか。
- A 現状、HPを開設したばかりで、アクセス数の残し方等もわからない状況であり、利用者のニーズに応えるため拡充を検討している。

(9) 選定における委員意見

- ・コロナが明けたとはいえ、観光客は以前に比べ減っており、更に、人件費が上がっている情勢で管理運営は大変だと思うが、コスト低減などを意識し頑張してほしい。



議案第5号説明資料

伊達市国民健康保険事業運営基金条例の一部を改正する条例の概要

1 改正の趣旨

国民健康保険事業運営基金の管理方法について、実際の事務処理に適応するよう所要の条例改正を行うものである。

2 改正の内容

年間を通して国民健康保険会計に係る事務を適切に処理することを目的として、必要な範囲内において弾力的な運用を行うため、基金の処分要件を改める。

3 新旧対照表

改 正 案	現 行
(処分) 第6条 市長は、第1条の目的を達成するため必要があると認めるときは _____、国民健康保険特別会計歳入歳出予算に計上して、 <u>基金の全部又は一部</u> を処分することができる。	(処分) 第6条 基金は、市の国民健康保険事業の運営に要する経費に不足が生じた場合に <u>限り</u> 、国民健康保険特別会計歳入歳出予算に計上して、 <u>その</u> 全部又は一部を処分することができる。

議案第6号説明資料

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の概要

1 改正の趣旨

「刑法等の一部を改正する法律」の施行に伴い、所要の条例改正を行うものである。

2 改正の内容

懲役及び禁錮が廃止され拘禁刑に一本化されることに伴う文言の整理を行う。

3 新旧対照表

(1) 伊達市職員の給与に関する条例（第1条関係）

改 正 案	現 行
<p>第11条の7の2 略</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>第11条の7の3 略</p> <p>(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>拘禁刑</u>以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第5項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合</p> <p>(2) 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 略</p> <p>(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられなかつた場合</p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>6～8 略</p>	<p>第11条の7の2 略</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>第11条の7の3 略</p> <p>(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>禁錮</u>以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第5項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合</p> <p>(2) 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 略</p> <p>(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられなかつた場合</p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>6～8 略</p>

(2) 伊達市行政不服及び情報公開・個人情報保護審査会及び行政不服審査に関する条例（第2条関係）

改正案	現行
(罰則) 第14条 第12条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の <u>拘禁刑</u> 又は50万円以下の罰金に処する。	(罰則) 第14条 第12条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の <u>懲役</u> 又は50万円以下の罰金に処する。

(3) 伊達市個人情報保護条例（第3条関係）

改正案	現行
附 則 (経過措置) 6 旧実施機関の職員若しくは職員であった者、旧条例第15条の受託業務に従事している者若しくは従事していた者又は指定管理者が行う管理業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、施行日前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された保有個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索（電子計算機を用いた検索を含む。）することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を施行日以後に提供したときは、2年以下の <u>拘禁刑</u> 又は100万円以下の罰金に処する。 7 前項に規定する者が、その業務に関して知り得た施行日前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第2号に規定する保有個人情報（以下「旧保有個人情報」という。）を施行日以後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の <u>拘禁刑</u> 又は50万円以下の罰金に処する。	附 則 (経過措置) 6 旧実施機関の職員若しくは職員であった者、旧条例第15条の受託業務に従事している者若しくは従事していた者又は指定管理者が行う管理業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、施行日前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された保有個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索（電子計算機を用いた検索を含む。）することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を施行日以後に提供したときは、2年以下の <u>懲役</u> 又は100万円以下の罰金に処する。 7 前項に規定する者が、その業務に関して知り得た施行日前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第2号に規定する保有個人情報（以下「旧保有個人情報」という。）を施行日以後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の <u>懲役</u> 又は50万円以下の罰金に処する。

(4) 伊達市議会個人情報保護条例（第4条関係）

改正案	現行
第53条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情	第53条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情

報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。

第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

第55条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第55条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

議案第7号説明資料

伊達市看護師等修学資金貸付条例を廃止する条例の概要

廃止の趣旨

市内における看護師等の確保と質の向上に資するため当該条例を制定し、修学資金の貸付を行ってきたところであるが、市内の看護師養成所の廃止等に伴い貸付希望者が減少しているほか、看護師等として就労する者への助成制度として、伊達市奨学金返還支援事業があることから、当該条例を廃止するものである。

議案第 8 号説明資料

(単位：千円)

1 IT推進経費

(1) 事業の概要

令和7年度の稼働に向けて構築中の「文書管理システム」及び令和7年度末のサポート期間満了により入れ替える「財務会計システム」において電子決裁を導入するため、紙媒体の書類のデータ化に必要な卓上スキャナを購入するための経費を計上する。

(2) 事業の内容

事業費	事業の内容
825	・卓上スキャナ 50,000円×15台+消費税10%=825,000円
	825

(3) 財源内訳

計	一般財源
825	825

2 (債務負担行為設定) 財務会計システム構築事業

(1) 設定の趣旨

令和7年度末でサポートが終了する現行の「財務会計システム」を更新するため、新システムの構築に係る経費を計上する。

なお、新システムの構築及び運用については、これまでの西いぶり広域連合による共同電算方式から伊達市単独方式に切り替えることとし、令和6年度中にプロポーザル方式により事業者の選定を行う。

(2) 設定業務の内容

款	項	目	業務名	設定額
2	1	8	・財務会計システム構築事業	29,702

(3) 支出予定額及び財源内訳

年度	支出予定額	財源内訳
		一般財源
令和7年度	29,702	29,702

3 地域おこし協力隊活用事業

(1) 事業の概要

自治会における業務の軽減や加入率の向上に係る取組を推進するため、新たに地域おこし協力隊員を募集するための経費を計上する。

(2) 事業の内容

事業費	事業の内容	
850	・地域おこし協力隊活用事業	850
	報償費（地域おこし協力隊インターン生生活動費）	720
	事務費（消耗品）	20
	募集経費（広告料）	110
	・募集内容	
	募集人数 2名（インターン生は3名以内）	
募集期間 令和6年12月20日～令和7年3月31日		
任命予定日 令和7年4月1日		

(3) 財源内訳

計	一般財源
850	850

4 ながら見守り推進経費

(1) 事業の概要

地域の企業や住民が日常生活を送る中で子どもたちや高齢者を見守る「ながら見守り」を行うに当たり、防犯意識の向上を目的とする啓発グッズの導入経費等を計上する。

(2) 事業の内容

事業費	事業の内容	
1,000	・啓発グッズ購入費	896
	・啓発チラシ作製費	104

(3) 財源内訳

計	一般財源
1,000	1,000

5 （仮称）伊達市こども家庭センター開設準備事業

(1) 事業の概要

令和8年度に設置予定の「（仮称）伊達市こども家庭センター」の事務室、相談室等を整備するため、保健センターの改修工事に係る実施設計委託料を計上する。

(2) 事業の内容

事業費	事業の内容	
2,849	・（仮称）伊達市こども家庭センター改修工事実施設計業務委託料	2,849
	直接人件費、諸経費、技術料等経費、特別経費	
	・施設概要	
	所在地 伊達市末永町39番地8（伊達市保健センター内）	
	建築年度 平成2年度	
構造 鉄筋コンクリート	860.87㎡	

(3) 財源内訳

計	一般財源
2,849	2,849

6 保育所運営管理費（業務支援システム利用経費）

(1) 事業の概要

保育所におけるシフト管理、日誌作成等の事務は手作業が多く、保育士の負担となっていることから、これら保育事務の効率化及びデジタル化を推進するため、新たに導入する「業務支援システム」の使用料を計上する。

(2) 事業の内容

事業費	事業の内容
72	<ul style="list-style-type: none"> ・業務支援システム「コードモン」の使用料 72 <ul style="list-style-type: none"> ひまわり保育所 35,000円×1月＋消費税10%＝38,500円 くるみ保育所 30,000円×1月＋消費税10%＝33,000円 ※令和7年1月から利用開始予定。導入後2か月間は無料 ・主な機能 <ul style="list-style-type: none"> シフト作成、給食管理（献立作成、栄養価管理）、 帳票管理（年間カリキュラム作成、指導案作成、日誌、発達経過記録）

(3) 財源内訳

計	一般財源
72	72

7 土地改良区決済金等支援事業補助金

(1) 事業の概要

水田を畑地化する畑地化促進事業に取り組む伊達市地域農業再生協議会に対し、伊達土地改良区への地区除外決済金等の費用負担分に係る経費を補助する。
なお、財源として北海道の「畑地化促進事業補助金」を活用する。

(2) 事業の内容

事業費	事業の内容
3,852	・補助上限額
	畑地化協力金に係る補助 45,000円／10 a
	土地改良区決済金に係る補助 65,000円／10 a
	・補助金額 3,852
	畑地化協力金に係る補助 3経営体分、計2.9ha 1,289,565円
	土地改良区決済金に係る補助 6経営体分、計3.9ha 2,562,040円

(3) 財源内訳

計	北海道
3,852	3,852

8 伊達漁港水産物供給基盤機能保全事業負担金

(1) 事業の概要

昭和46年度に施工された伊達漁港の道路護岸は、海水等による鋼矢板の腐食が進行しており、防食工事による機能の保全を要することから、漁港管理者である北海道が国費を活用して実施する機能保全計画の策定に係る地元負担金を計上する。

(2) 事業の内容

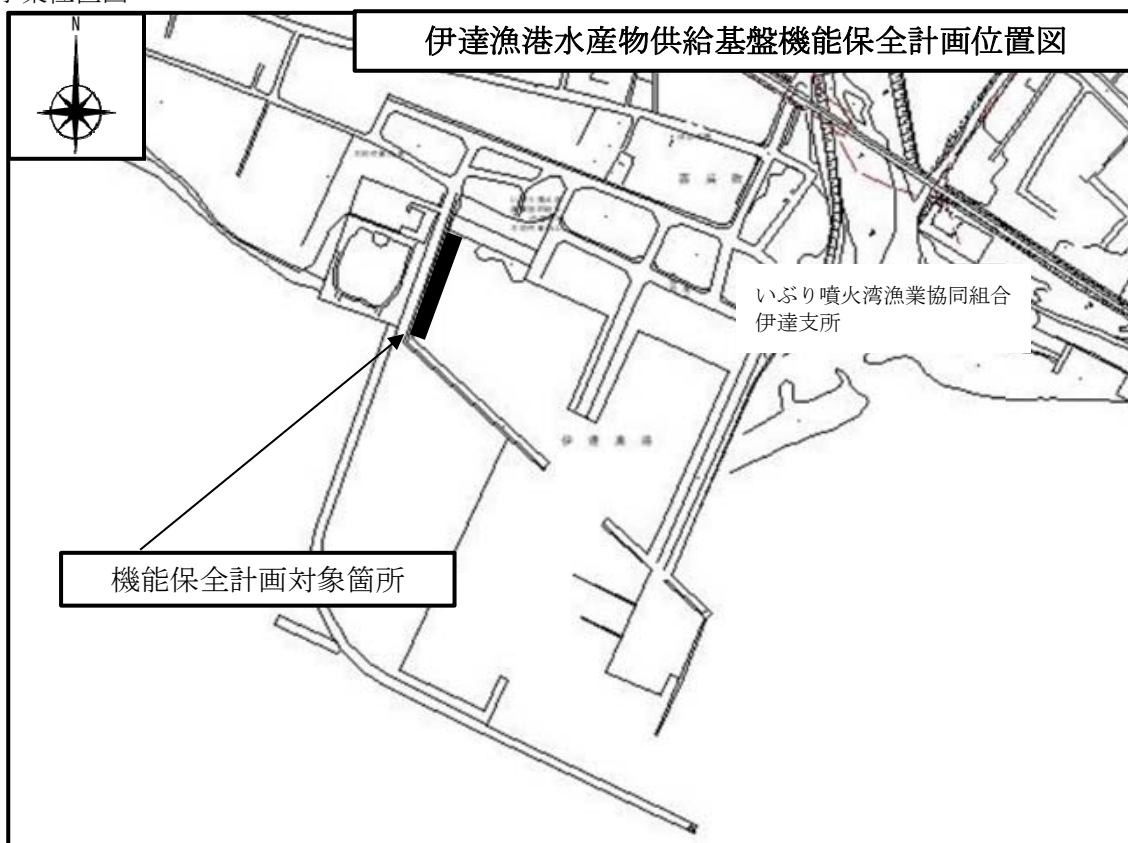
事業費		事業の内容					
600	・伊達漁港水産物供給基盤機能保全事業（道路護岸） L=88.4m						
	全体事業（予定）		令和6年度		令和7年度以降		
	年度	事業費	市負担割合	事業費	事業の内容	事業費	事業の内容
	R 6 5	94,000 (14,100)	事業費 の15%	4,000 (600)	・機能保全 計画策定	90,000 (13,500)	・実施設計 ・工事施工

※下段の（ ）書きは、市負担予定額

(3) 財源内訳

計	一般財源
600	600

(4) 事業位置図



9 図書館整備事業（継続費補正含む。）

(1) 事業の概要

現図書館は開館から43年が経過し、老朽化が進んでいることに加え、当時の図書館に求められていた機能やニーズが変化したことから、時代に即したより良いサービスを提供するため、現図書館の隣地に新たな図書館を建設するための経費を計上する。

なお、財源として「合併特例債」及び「森林環境譲与税基金繰入金」を活用する。

(2) 事業の内容

年度	事業費	事業の内容
令和5年度	14,400	・実施設計（前払分）
令和6年度	(388,300) 422,025	・実施設計 ・建設工事（前払分）（※今回設定）
令和7年度	(833,703) 833,703	・建設工事、I Cタグ整備、蔵書点検、備品購入（※今回設定）
全体事業	(1,222,003) 1,270,128	・実施設計（前払分）、実施設計 ・建設工事（前払分）、建設工事、I Cタグ整備、蔵書点検、備品購入（※今回設定）

※上段の（ ）書きは、今回新たに継続費補正を行う額

(3) 支出予定額及び財源内訳

年度	予算額	財源内訳		
		市債	その他	一般財源
令和5年度	14,400	0	0	14,400
令和6年度	422,025	0	0	422,025
令和7年度	833,703	344,800	40,000	448,903
計	1,270,128	344,800	40,000	885,328

※「その他」は、森林環境譲与税基金繰入金

議案第8号、第11号、第12号及び第13号説明資料

債務負担行為設定の概要

(公共施設、上水道施設、簡易水道施設、終末処理場等に係る令和7年度の維持管理等業務費)

1 設定理由

令和7年4月1日を事業開始日とする施設等の維持管理等業務について、債務負担行為の設定を行うことにより、適正な契約事務の執行を図る。

2 設定業務の内訳

(1) 一般会計 (令和7年度)

(単位：千円)

款	項	目	所 管	業 務 名	設定額
2	1	1	総務課	庁舎及び第二庁舎清掃業務委託	
2	1	1	総務課	庁舎等消防用設備等保守点検業務委託	
2	1	1	総務課	第二庁舎エレベーター保守点検業務委託	
2	1	1	総務課	庁舎自家用電気工作物保安管理業務委託	
2	1	1	総務課	庁舎、第二庁舎、保健センター及び梅本分庁舎オートドア保守点検業務委託	
2	1	1	総務課	第二庁舎一般用電気工作物保安管理業務委託	
2	1	1	総務課	第二庁舎及び保健センター機械警備業務委託	
2	1	1	総務課	庁舎等事業所廃棄物収集、運搬及び処理業務委託	
2	1	1	総務課	長和分庁舎一般用電気工作物保安管理業務委託	
2	1	1	総務課	長和分庁舎機械警備業務委託	
2	1	1	総務課	長和分庁舎消防用設備等保守点検業務委託	
2	1	1	総務課	デマンドコントロール装置借上	
2	1	1	総務課	庁舎、第二庁舎及び保健センター玄関マット借上	
2	1	1	総務課	本庁舎機械警備業務委託	
2	1	1	総務課	梅本分庁舎電気工作物保安管理業務委託	
2	1	2	地域振興課	支所庁舎自家用電気工作物保安管理業務委託	
2	1	3	財政課	クラウド版起債管理システム借上及び保守点検業務委託	
2	1	8	D X 推進課	光ケーブル設備保守業務委託	
2	1	8	D X 推進課	ネットワーク機器保守業務委託	
2	1	8	D X 推進課	O C R 機器保守業務委託	
2	1	8	D X 推進課	北海道電子自治体共同システム運用保守業務委託	
2	1	8	D X 推進課	北海道自治体情報セキュリティクラウド運用保守業務委託	
2	1	8	D X 推進課	統合資産管理ライセンス購入	
2	1	8	D X 推進課	リモートワーク基盤保守業務委託	
2	1	9	地域振興課	大滝区共同浴場維持管理業務委託	
2	1	9	地域振興課	北湯沢湯のさと館一般用電気工作物保安管理業務委託	
2	2	1	職員法制課	職員健康管理業務委託	
総務費計					46,156
3	2	2	子育て支援課	ひまわり保育所自家用電気工作物保安管理業務委託	
3	2	3	子育て支援課	旭町児童館・旭町地域交流館管理及び使用料徴収事務に関する業務委託	
民生費計					535
4	1	4	環境衛生課	狂犬病予防注射済票交付事務等業務委託	
4	1	4	環境衛生課	鹿のれき死体処理業務委託	
4	1	4	地域振興課	愛地浄水場施設水質検査業務委託	
4	1	4	環境衛生課	カラスの巣駆除業務委託	
4	1	4	環境衛生課	伊達火葬場維持管理業務委託 (受託事業分)	
4	1	4	環境衛生課	伊達火葬場自家用電気工作物保安管理業務委託 (受託事業分)	
4	1	4	環境衛生課	伊達火葬場消防設備保守点検業務委託 (受託事業分)	
4	1	4	環境衛生課	伊達火葬場浄化槽維持管理業務委託 (受託事業分)	
4	1	4	環境衛生課	伊達火葬場自動ドア保守管理業務委託 (受託事業分)	
4	1	4	環境衛生課	伊達火葬場火葬炉設備保守点検業務委託 (受託事業分)	
4	2	1	環境衛生課	指定ごみ袋配送等業務委託	
4	2	1	環境衛生課	犬、猫等れき死体処理業務委託	

款	項	目	所 管	業 務 名	設定額
4	2	1	環境衛生課	再生資源物収集運搬業務委託	
4	2	1	環境衛生課	使用済小型家電収集運搬等業務委託	
4	2	2	環境衛生課	し尿汲取収集運搬業務委託	
衛生費計					96,760
6	1	2	農務課	関内農業研修センター自家用電気工作物保安管理業務委託	
6	1	2	農務課	関内農業研修センター研修棟消防用設備等保守点検業務委託	
6	1	2	農務課	関内農業研修センター研修棟浄化槽維持管理業務委託	
6	1	2	農務課	稀府農業研修センター自家用電気工作物保安管理業務委託	
6	1	3	農務課	堆肥センター消防設備保守点検業務委託	
6	1	3	農務課	堆肥センター自家用電気工作物保安管理業務委託	
6	1	3	農務課	堆肥センター維持管理業務委託	
6	1	4	農地整備課	排水路放水口操作業務委託	
6	1	4	地域振興課	大滝営農飲雑用水施設自家用電気工作物保安管理業務委託	
6	1	4	地域振興課	大滝区営農用水施設水質検査業務委託	
6	2	1	水産林務課	木質ペレットプラント消防用設備等保守点検業務委託	
6	2	1	水産林務課	木質ペレットプラント自家用電気工作物保安管理業務委託	
6	2	1	水産林務課	木質ペレットプラント製造業務委託	
農林水産業費計					125,903
7	1	2	地域振興課	大滝区内観光トイレ維持管理業務委託	
商工費計					2,370
8	2	1	地域振興課	大滝区春先除雪業務委託	
8	5	1	都市住宅課	ほのぼの団地緊急通報サービス等業務委託	
土木費計					2,983
9	1	2	指導室	不登校児童生徒サポートハウス消防設備保守点検業務委託	
9	2	1	学校教育課	伊達市立学校自家用電気工作物保安管理業務委託（小学校分）	
9	2	1	学校教育課	伊達市立小学校夜間等機械警備業務委託	
9	2	1	学校教育課	伊達市立小学校給食用ダムウェーター保守点検業務委託	
9	2	1	学校教育課	伊達市立小学校エレベーター保守点検業務委託	
9	2	1	学校教育課	伊達市立学校自動扉開閉装置保守点検業務委託（小学校分）	
9	2	1	学校教育課	伊達市立学校消防用設備等保守点検業務委託（小学校分）	
9	2	1	学校教育課	伊達市立学校浄化槽維持管理業務委託（小学校分）	
9	3	1	学校教育課	伊達市立学校自家用電気工作物保安管理業務委託（中学校分）	
9	3	1	学校教育課	伊達市立中学校夜間等機械警備業務委託	
9	3	1	学校教育課	伊達市立中学校給食用ダムウェーター保守点検業務委託	
9	3	1	学校教育課	伊達市立学校自動扉開閉装置保守点検業務委託（中学校分）	
9	3	1	学校教育課	伊達市立学校消防用設備等保守点検業務委託（中学校分）	
9	3	1	学校教育課	伊達市立学校浄化槽維持管理業務委託（中学校分）	
9	4	2	生涯学習課	ほしの子児童クラブ消防用設備保守点検業務委託	
9	4	2	生涯学習課	やまびこ児童クラブ消防用設備保守点検業務委託	
9	4	2	生涯学習課	うめの子児童クラブ消防用設備保守点検業務委託	
9	4	3	生涯学習課	伊達市噴火湾文化研究所清掃業務委託	
9	4	3	生涯学習課	伊達市噴火湾文化研究所消防用設備等保守点検業務委託	
9	4	3	生涯学習課	伊達市噴火湾文化研究所一般用電気工作物保安管理業務委託	
9	4	3	生涯学習課	伊達市噴火湾文化研究所機械警備業務委託	
9	4	4	生涯学習課	北黄金貝塚情報センター機械警備業務委託	
9	4	4	生涯学習課	北黄金貝塚情報センター玄関マット等借上	
9	4	4	生涯学習課	北黄金貝塚情報センター消防用設備等保守点検業務委託	
9	4	4	生涯学習課	史跡善光寺跡消防用設備等保守点検業務委託	
9	4	4	生涯学習課	迎賓館及び旧三戸部家住宅消防用設備等保守点検業務委託	
9	4	7	図書館	伊達市立図書館清掃業務委託	
9	4	7	図書館	伊達市立図書館警備保障業務委託	
9	4	7	図書館	伊達市立図書館玄関ドア保守点検業務委託	
9	4	7	図書館	伊達市立図書館消防用設備等保守点検業務委託	
9	4	7	図書館	西いぶり広域図書館システム保守業務委託	

款	項	目	所 管	業 務 名	設定額
9	4	7	図書館	図書館情報支援システム借上	
9	4	7	図書館	法情報総合データベース借上	
9	4	7	図書館	伊達市立図書館交換図書配送業務委託	
9	4	8	大滝教育事務所	大滝基幹集落センター運営管理業務委託	
9	4	8	大滝教育事務所	大滝基幹集落センター自家用電気工作物保安管理業務委託	
9	5	1	生涯学習課	学校施設開放事業管理業務委託	
9	5	1	生涯学習課	旧長和小学校機械警備業務委託	
9	5	1	生涯学習課	旧長和小学校自家用電気工作物保安管理業務委託	
9	5	1	生涯学習課	旧長和小学校消防用設備等保守点検業務委託	
9	5	1	生涯学習課	旧長和小学校管理業務委託	
9	5	2	生涯学習課	まなびの里サッカー場環境整備業務委託	
9	5	2	生涯学習課	まなびの里サッカー場機械警備業務委託	
9	5	2	生涯学習課	まなびの里サッカー場消防用設備等保守点検業務委託	
教育費計					
一般会計 合計					300,751

(2) 水道事業会計 (令和7年度)

(単位：千円)

所 管	業 務 名	設定額
上下水道課	電気計装機器点検調整業務委託	
上下水道課	北黄金浄水場自家用電気工作物保安管理業務委託	
上下水道課	水質検査業務委託	
上下水道課	北黄金浄水場浄化槽点検業務委託	
上下水道課	給配水管修繕待機業務委託	
上下水道課	水道電算システム保守管理業務委託	
上下水道課	小型シーラー保守業務委託	
上下水道課	水道管理設に伴うJR用地賃借	
水道事業会計 合計		13,932

(3) 簡易水道事業会計 (令和7年度)

(単位：千円)

所 管	業 務 名	設定額
上下水道課	簡易水道メーター検針業務委託	
上下水道課	簡易水道水質検査業務委託	
上下水道課	簡易水道浄水設備点検業務委託	
上下水道課	北湯沢浄水場電気工作物保安管理業務委託	
簡易水道事業会計 合計		9,197

(4) 公共下水道事業会計 (令和7年度)

(単位：千円)

所 管	業 務 名	設定額
上下水道課	汚泥等埋立処分業務委託	
上下水道課	汚泥等埋立処分運搬業務委託	
上下水道課	汚泥セメント焼成処分業務委託	
上下水道課	汚泥セメント焼成処分運搬業務委託	
上下水道課	汚泥緑農地処分業務委託	
上下水道課	汚泥緑農地処分運搬業務委託	
上下水道課	終末処理場等電気保安及び電気設備保安試験業務委託	
公共下水道事業会計 合計		76,597